

第1節 平成25年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成25年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

（1）実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

（2）連結実質赤字比率

1団体において、国民健康保険事業特別会計の実質赤字額が、同会計以外の実質黒字額及び企業会計の資金剰余額の合計を上回ったため、比率に該当したが、早期健全化基準を大きく下回っている。他に比率に該当のある市町村はなかった。

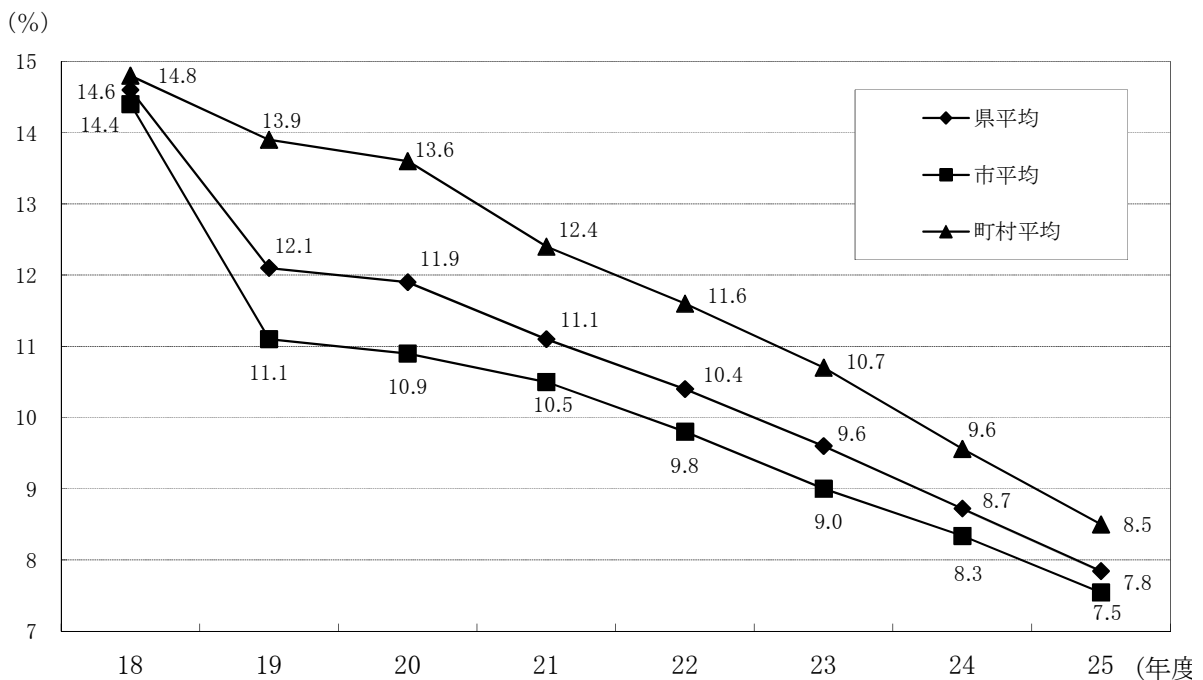
（3）実質公債費比率

早期健全化基準の25%を上回る市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（8.7%）より0.9ポイント低下し、7.8%となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18.0%以上の団体は、前年度と同数の2団体であった。

第19図 実質公債費比率の推移（単純平均）



第20表 段階別実質公債費比率の分布状況（団体数）

比率 年度	8.0未満	8.0～ 10.0未満	10.0～ 12.0未満	12.0～ 14.0未満	14.0～ 16.0未満	16.0～ 18.0未満	18.0～ 20.0未満	20.0～ 25.0未満	25.0以上	団体数
	18	1	6	7	14	10	7	4	7	
19	8	8	12	10	7	5	4	2	0	56
20	9	11	8	12	7	3	3	3	0	56
21	14	7	10	11	6	4	0	2	0	54
22	17	4	18	6	5	2	0	2	0	54
23	18	11	14	3	5	1	0	2	0	54
24	19	19	6	6	1	1	1	1	0	54
25	28	12	7	3	2	0	2	0	0	54
増減	9	△7	1	△3	1	△1	1	△1	0	-

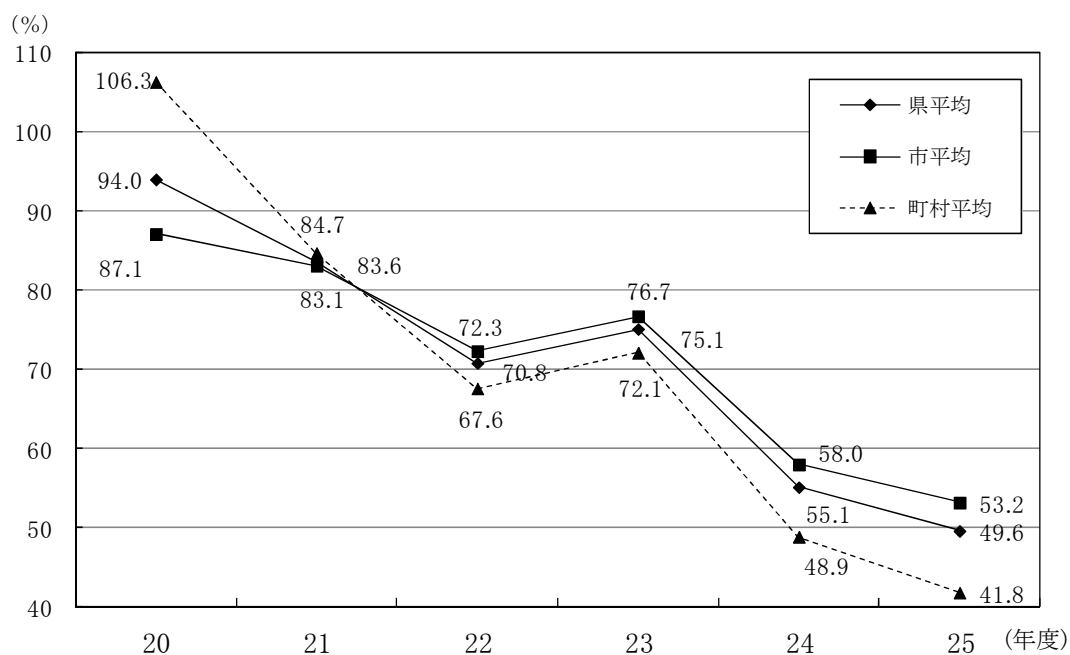
（4）将来負担比率

早期健全化基準の350%（政令市は400%）を上回る市町村はなかった。

54団体中53団体が200%未満の団体であり、46団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

将来負担比率（単純平均）は、前年度（55.1%）より5.5ポイント低下し、49.6%となった。

第20図 将来負担比率の推移（単純平均）



第21表 段階別将来負担比率の分布状況（団体数）

比率 年度	該当なし	50未満	50～ 100未満	100～ 150未満	150～ 200未満	200～ 250未満	250～ 300未満	300～ 350未満	350以上	団体数
	20	4	13	13	17	5	3	0	1	
21	4	13	17	14	4	1	0	1	0	54
22	6	15	19	9	3	1	1	0	0	54
23	9	13	22	7	2	0	1	0	0	54
24	11	15	20	4	3	0	1	0	0	54
25	13	18	15	6	1	1	0	0	0	54
増減	2	3	△5	2	△2	1	△1	0	0	-

(参考)

市町村財政の背景

決算の背景

ア 平成 25 年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 25 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 25 年 2 月 28 日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

a 平成 24 年度の経済動向

平成 24 年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られた。

しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。

こうした状況に対し、政府は、平成 25 年 1 月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）を策定した。本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は 4 年連続の下落となる。

平成 24 年度の国内総生産の実質成長率は、復興需要による景気の下支え等があったものの、夏以降の世界経済の減速等により外需が減少したことから、1.0%程度と見込まれる。また、名目成長率は 0.3%程度と見込まれる。

b 平成 25 年度の経済見通し

平成 25 年度の我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、「平成 25 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進む。

物価については、消費者物価上昇率は 0.5%程度になると見込まれる。GDP デフレーターはプラスになると見込まれる。完全失業率は、雇用者数が増加することから低下することが見込まれる。

こうした結果、平成 25 年度の国内総生産の実質成長率は 2.5%程度（名目成長率は 2.7%程度）になると見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、欧州の政府債務問題等、海外経済を巡る不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約等があることに留意する必要がある。

c 平成 25 年度の経済財政運営の基本的態度

日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す。

このための取組の第一弾として取りまとめた緊急経済対策を速やかに実施し、景気の底割れを回避し、持続的成長を生み出す成長戦略につなげる。

機動的・弾力的な経済財政運営を行い、景気の底割れを回避する。このため、いわゆる「15 ヶ月予算」の考え方で、緊急経済対策を実行するための平成 24 年度補正予算と平成 25 年度予算を合わせ、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する。

平成 25 年度予算については、財政状況の悪化を防ぐため、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

2015 年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、2020 年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化すると財政健

全化目標を実現する必要がある。このため、平成 25 年度予算についても、財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

(イ) 国の予算

政府は、平成 25 年 1 月 24 日に「平成 25 年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおりである。

a 基本的な考え方

平成 25 年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15 ヶ月予算」として編成する。これにより、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図る。

編成に当たっては、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

2015 年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、2020 年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとともに、財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

b 予算の重点化

平成 25 年度予算においては、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の 3 分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行う。また、過年度の予算に計上された項目であっても聖域化することなく、必要性等につき、内容を十分に精査する。

①復興・防災対策

被災地の復興の加速を最優先として、きめ細やかな復興施策を実施するとともに、原子力災害等からの迅速な再生を推進する。このため、復興施策に必要な事業の規模と財源を見直す。併せて全国防災事業の負担の在り方も見直しを行う。

防災対策については、老朽化対策など社会の重要インフラ防御、学校耐震化、災害等への対応体制の強化などについて、ハード、ソフトの両面につき抜本的に強化し国民の不安を払拭する。

②成長による富の創出

「成長による富の創出」を実現していくため、規制改革や金融・税制面の措置等により民間投資の喚起を図るための施策や中小企業・小規模事業者のものづくりや資金繰り等に対する支援、科学技術の振興、「攻めの農林水産業」の展開、若者や女性の就労促進を含む雇用対策等により成長力の強化や雇用の安定に取り組む。

③暮らしの安心・地域活性化

安全・安心な生活空間と環境を整備するとともに、国民の暮らしと命を守るための能力を強化し安心を確保する。さらに台風等の災害からの復旧等を行う。

地域がそれぞれの地域活性化策を推進することにより、地方の経済の活力を取り戻すことを目指す。また、消費者のための施策を推進する。

④歳出分野における主な留意事項等

(歳出分野における主な留意事項)

予算の大胆な重点化を進める。特に、社会保障については、持続可能な社会保障制度を構築するため安定財源を確保するとともに、重点化に取り組む。また、公共投資については、投資効果の発現や民間投資の誘発等の観点から真に必要な事業を積み上げることとし、国際競争力の強化や地域経済の活性化につながる予算を重点化する。

地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、給与関係経費などを始めとする地方財政計画の歳出を見直し、抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。

(行財政改革)

限られた人的・物的資源を有効に活用し、行政機能や政策効果を最大限向上させる行財政改革に取り組む。国家公務員の定員については、現下の重要課題に適切に対応しつつ、厳しく業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り純減を図る。

地方公務員の給与については、平成 24 年度から実施されている国家公務員給与の平均▲7.8%の削減措置に準じて必要な措置を講ずるよう地方公共団体に要請するとともに、それを反映して、平成 25 年度予算における地方交付税や義務教育費国庫負担金等を算定する。また、地域経済の活性化の観点や各地方公共団体の行政改革の取組を踏まえるものとする。

平成 25 年度予算は、以上のような方針により編成され、平成 25 年 5 月 15 日に政府案どおりに成立した。

これによると、平成 25 年度の一般会計予算の規模は 92 兆 6,115 億円で、前年度当初予算と比べると 2 兆 2,776 億円増加（2.5%増）となっており、基礎的財政収支対象経費は 70 兆 3,700 億円で、前年度当初予算と比べると 1 兆 9,803 億円増加（2.9%増）となった。なお、公債の発行予定額は 42 兆 8,510 億円で、前年度当初発行予定額と比べると 1 兆 3,930 億円減少（3.1%減）となっており、公債依存度は 46.3%（前年度比 1.3 ポイント減）（基礎年金国庫負担 2 分の 1 ベース）となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は 4 兆 3,840 億円となった。歳入については、復興特別税 1 兆 2,240 億円、一般会計からの繰入 1 兆 2,462 億円、復興債 1 兆 9,026 億円等となっている。歳出については、主な東日本大震災復興経費として復興関係公共事業等 8,793 億円、原子力災害からの復興 7,094 億円、地方交付税交付金 6,053 億円、東日本大震災復興交付金 5,918 億円が計上されたほか、復興加速化・福島再生予備費 6,000 億円となっている。

なお、財政投融资計画の規模は 18 兆 3,896 億円で、前年度計画額と比べると 7,414 億円増加（4.2%増）となった。

イ 地方財政計画

平成 25 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、給与関係経費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うことと併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上したほか、歳入面においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 24 年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 25 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

(ア) 通常収支分

- a 地方税制については、平成 25 年度税制改正では、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講じる。
- b 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
 - (a) 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発、別枠加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により対処することとした残余については、平成 23 年度に講じた平成 25 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

- (b) これに基づき、平成 25 年度の財源不足見込額 13 兆 2,808 億円については、次により補填する。
- ① 地方交付税については、国の一般会計加算により 5 兆 4,176 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 2,150 億円、同条第 3 項の加算額 5,581 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)に定める平成 25 年度における「乖離是正分加算額」500 億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額 9,900 億円及び臨時財政対策特例加算額 3 兆 6,045 億円）増額する。
また、交付税特別会計剰余金 2,000 億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 6,500 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。
 - ② 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 6 兆 2,132 億円発行する。
 - ③ 建設地方債(財源対策債)を 8,000 億円増発する。
- (c) 上記の結果、平成 25 年度の地方交付税については、17 兆 624 億円（前年度比 3,921 億円、2.2%減）を確保する。
- (d) 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第 4 条第 1 項に基づき、1,000 億円の償還を実施する。
- (e) なお、平成 4 年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等 172 億円については、法律の定めるところにより平成 31 年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- c 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、13 兆 3,708 億円（普通会計分 11 兆 1,517 億円、公営企業会計等分 2 兆 2,191 億円）とする。
- d 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- (a) 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）において、「平成 25 年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」こととされたことを踏まえ、平成 25 年 7 月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした給与関係経費の削減を行う。
これに併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、給与削減額に見合った事業費を計上することとし、通常収支分において特別枠「給与の臨時特例対応分」を創設し、緊急防災・減災事業費（4,550 億円）及び地域の元気づくり事業費（3,000 億円）を合算した 7,550 億円を計上するとともに、東日本大震災分（全国防災事業）の投資的経費（直轄・補助）の地方負担分として 973 億円を計上する。
- (b) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費や平成 24 年度までの緊急防災・減災事業の地方負担分の取扱いを勘案しつつ、前年度に比し 3.1% 減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- (c) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

- (d) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- (e) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(イ) 東日本大震災分

a 復旧・復興事業

- (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、6,198 億円を確保する。
 - ① 直轄・補助事業に係る地方負担分 4,083 億円
 - ② 地方単独事業分 1,220 億円
 - ③ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分 895 億円
- (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、2,197 億円（普通会計分 233 億円、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債 280 億円、公営企業会計等分 1,684 億円）とする。
- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 2 兆 3,347 億円を計上する。

b 全国防災事業

- (a) 地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～平成 35 年度）による地方税の収入見込額として 123 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 130 億円を計上する。
- (b) 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
この結果、地方債計画（東日本大震災分）における全国防災事業の規模は、973 億円とする。
- (c) 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費 2,031 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 25 年度の地方財政計画（平成 25 年 3 月 5 日閣議決定、同日国会に提出）の規模は、通常収支分は 81 兆 9,154 億円で、前年度と比べると 507 億円増加（0.1%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 2 兆 3,347 億円、全国防災事業が 2,031 億円となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 34 兆 175 億円で、前年度と比べると 3,606 億円増加（1.1%増）（道府県税 0.3%増、市町村税 1.6%増）、地方譲与税は 2 兆 3,470 億円で、前年度と比べると 855 億円増加（3.8%増）、地方特例交付金は 1,255 億円で、前年度と比べると 20 億円減少（1.6%減）、地方交付税は 17 兆 624 億円で、前年度と比べると 3,921 億円減少（2.2%減）、国庫支出金は 11 兆 8,503 億円で、前年度と比べると 899 億円増加（0.8%増）、地方債（普通会計分）は 11 兆 1,517 億円で、前年度と比べると 137 億円減少（0.1%減）となった。

一方歳出では、給与関係経費は 19 兆 7,479 億円で、前年度と比べると 1 兆 2,281 億円

減少（5.9%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、12,843 人の純減としている。一般行政経費は 31 兆 8,257 億で、前年度と比べると 6,851 億円増加（2.2%増）となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は 13 兆 9,993 億円で、前年度と比べると 1,898 億円増加（1.4%増）となった。公債費は 13 兆 1,078 億円で、前年度と比べると 288 億円増加（0.2%増）、投資的経費は 10 兆 6,698 億円で、前年度と比べると 2,286 億円減少（2.1%減）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 5 兆 30 億円で、前年度と比べると 1,600 億円減少（3.1%減）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は 6,198 億円、国庫支出金は 1 兆 6,895 億円、地方債（普通会計分）は 233 億円などとなった。歳出では、一般行政経費は 6,829 億円（うち地方単独事業費 1,546 億円）、投資的経費は 1 兆 6,255 億円（うち地方単独事業費 510 億円）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では、国庫支出金は 800 億円、地方債（普通会計分）は 973 億円などとなった。歳出では、公債費は 258 億円、投資的経費は 1,773 億円などとなった。

なお、平成 25 年度の地方債計画の規模は、通常収支対応分が 13 兆 3,708 億円（普通会計分 11 兆 1,517 億円、公営企業会計等分 2 兆 2,191 億円）で、前年度と比べて 1,688 億円減少（1.2%減）となり、東日本大震災に関連する事業分は、復旧・復興事業が 2,197 億円（普通会計分 233 億円、公営企業会計等分 1,684 億円）、全国防災事業が 973 億円（普通会計分のみ）となった。

ウ 財政運営の経過

(ア) 平成 25 年度補正予算（第 1 号）

a 補正予算（第 1 号）

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を 5%から 8%へ引き上げることに伴い駆け込み需要とその反動減が予想されることから、これを緩和し景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、「好循環実現のための経済対策」が平成 25 年 12 月 5 日に閣議決定された。これを踏まえ、平成 25 年度補正予算（第 1 号）が平成 25 年 12 月 12 日に閣議決定され、2 月 6 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「好循環実現のための経済対策」に沿って、競争力強化策関連経費 1 兆 3,980 億円、女性・若者・高齢者・障害者向け施策関連経費 3,005 億円、防災・安全対策の加速関連経費 1 兆 1,958 億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額 1 兆 5,334 億円が計上された。また、歳入面で、税収 2 兆 2,580 億円、税外収入 3,659 億円、前年度剰余金受入 9,108 億円等が追加計上等された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 25 年度当初予算に対し、5 兆 4,654 億円増加し、98 兆 770 億円となった。

b 補正予算（第 1 号）に係る地方財政措置等

(a) 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること等から、以下のとおり財政措置を講じた。

① 地方交付税

・補正予算（第 1 号）において、「地方交付税法」第 6 条第 2 項の規定に基づき増額される平成 25 年度分の地方交付税の額 11,608 億円（平成 24 年度精算分 4,176 億円、平成 25 年度国税五税の自然増に伴うもの 7,432 億円）については、平成 25 年度において普通交付税の調整額の復活に要する額 259 億円を交付することとしたうえで、残余の額 11,349 億円について平成 26 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

② 追加の財政需要

- ・補正予算（第1号）により平成25年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置することとしていること。
- ・地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,700億円）の一部により対応する。

③ がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）

好循環実現のための経済対策において、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、「がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）」を交付する。

がんばる地域交付金の総額は、870億円とされており、各市町村への交付限度額は、今回の補正予算に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定される。

がんばる地域交付金の充当対象は、各市町村が策定するがんばる地域交付金に係る実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費、国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担分としており、各市町村の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。

(b) 東日本大震災分

① 復旧・復興事業

- ・東日本大震災復興交付金事業等（公営住宅建設事業を除く。）に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。
- ・上記以外の事業（公営住宅建設事業及び災害援護貸付金を受けて実施する事業）に係る地方負担額については、通常どおりの扱いとする。

② 全国防災事業

- ・防災対策推進学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額については、その100%まで地方債（全国防災事業）を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

以上に掲げる措置を講じるための「地方交付税法の一部を改正する法律」が平成26年2月7日に成立し、同月17日に施行された（平成26年法律第2号）。